

第4回 成瀬平馬家長屋門保存改修検討委員会会議録

日時：平成30年10月15日（月）10:30～12:30

場所：ハイトピア伊賀5階 学習室1A

委員：菅原委員・福井委員・菊野委員・谷村委員

施工業者：㈱瀧川寺社建築（瀧川氏・高井氏・山浦氏）

工事監理者：(有)伊藤平左エ門建築事務所（望月氏）

事務局：文化財課（笠井）建築住宅課（川瀬・宮田・中）

中心市街地推進課（堀川・武田）

事項：1. あいさつ

2. 委員会出席者紹介

2. 報告事項

経過説明 資料①

3. 検討事項

決定された事項

1. 建物の安全性を確保するため、耐震設計及び耐震補強を行う

2. 地盤沈下しているため地盤調査を行う。

地盤改良した後、礎石を据直す（揚げ屋）。

3. 調査により判明した各部について変更する。

平面（西棟畳から板張りへ変更）・建具の仕様・野地保存・外構の雨落溝の変更

会議録

（委員）すでに契約して契約金額工事内容も決まっている。今回の調査結果からかなりの増額要因があるが、それに対応できる話なのかどうか。

（事務局）予算には限度額があり、今後の増額に対応するだけの予算の確保はない。増額分については、これについては是非やっておくべきというものについて検討いただき予算要求を行いたい。予算については12月議会で補正要望していくが、議会のことであるので議決されるという保障はない。

（委員）12月議会にかけるとなるとかなり急がなくてはいけない。今回のケースは一般建築物とは異なった文化財という特殊性がある。文化財はある程度解体工事をしてみないと分からない事がある。調査の結果により当初考えていたことを変えていかなければいけないということも当然ある。方針を決めていかなければと思う。

（委員）かといって湯水のように予算があるわけではない。赤井家や忍者博物館・上野城の改修の検討もした。まず、優先順位を決めていくことが必要ではないか。今のみなさまのご意見であるとすべてやっていったほうが良いとのことでありましたが。プロの目から見て何が優先されるのか。

（監理者）まず、文化財としてこれは残していかないといけないというものを考えなけれ

ばいけない。手を加えることによって文化財としての価値がなくなってしまうことはしてはいけない。また、安全性の確保が必要。今後、長屋門の中に人が入ってもらうことになるとう安全性は確保しなければいけない。文化庁も安全性を重視している。何かあった場合、誰の責任になるのか。安全性に対してどこまでするのかを検討いただきたい。

(事務局) 優先順位を考えて A 案～E案として考えた。3 条により義務付けられたものはやっつけていかなければいけない。また、調査により判明したことも必要だと考える。C案以降どこまで必要かを検討いただきたい。これにより工事費及びそれに伴う委託料などの費用も増額していく。

(委員) 報告により地盤が沈下していることが分かった。これは安全面から考えて優先してやっつけてほしい。天井の竹組は一部を残すだけでいいのではないか。残すことにより天井がこういう工法で建築されていたということが残るのでは。

(委員) この意見には反対です。文化財的なことから考えて色々な手を加えることで姿形が変わってくることはしてはいけない。竹組みはすべて残して行かなければいけない。新しい野路板にしたとしても金額的には大きな差はないはず。また、推定の部分ははっきりさせてほしい。本来北側も本瓦葺きであったという根拠がほしい。板の間の部分は今後どうするのか検討しておいてほしい。

(事務局) 東棟は物置の予定である。

(委員) 瓦は想定だけの話である。

(委員) 想定はいいけれども、元々と違うものになる。本瓦葺きであったことの根拠を示してほしい。

(監理者) 引き続き調査していく。外構に係る部分は大きな増額ではないと思う。

(委員) 外構はその方が合理的である。

(監理者) 礎石だけはキープしないとイケない。

(委員) 基礎部分について赤井家住宅はどうか

(事務局) 赤井家は登録文化財で規制は緩く、修理の方法は住宅扱いである。小屋組み礎石等調査していない。現状のとおり修理しているだけである。

(委員) 赤井家住宅は移築しているものらしい。

(監理者) 柱の下にパッキンが入っていた。

(事務局) 入交家住宅は解体工事まではおこなっていない。

(事務局) 一度現地を見ていただき、根拠と検証結果をご覧いただきたい。

(事務局) A案B案は必要と考えるが、基礎部分の改修についてご提案いただいた方法で改修する必要があるのか。また、耐震については一般診断法により診断を行ってあるがより詳しい耐震診断をする必要があるのかをご検討いただきたい。

(委員) 現地を見て基礎に伴う工事は必要であると思った。

(委員) 地盤沈下により下がっているが、今回の改修工事で元々の高さに戻すことが必要。

(委員) 12 月補正で増額になったと出す前に、事前に議員に対し説明したほうがいいので

はないか。

(委員) E案は調査により判明したことであるのでB案にはいるのではないか。

(委員) 事務所であったとしても人が入る施設であるため、安全性を考えて耐震診断と耐震設計は行うべきである。

(委員) 地元としては、一般診断法であったとしてもそれにより構造補強してもらってあればよい。

(委員) 両面、本瓦の検討は根拠がはっきりと分からないので、今後の調査で判明すればその時にまた検討することにする。改修方法は提案いただいたことはすべて必要なものとする。

(事務局) 検討委員会での検討結果としては痕跡のない瓦の仕様変更以外はすべて必要である。ということとする。工事費等については補正予算要求していくが、議決が必要な保障できるものではない。

今後は、工事を行いながら新たに痕跡等が出てきた場合は、検討委員会を開催しご検討いただきたい。

A案 建築基準法3条関係に関する費用

B案 A案+調査により判明した費用

C案 B案+基礎工事の工法変更

D案 C案+より詳細な耐震診断・耐震補強

E案 D案+外構・建具・瓦の仕様変更